

議案第 1 地域内フィーダー系統確保維持計画について

国庫補助金の交付を申請するため、別紙案のとおり地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、及び申請後の軽微な修正を事務局一任とすることについて協議をお願いします。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）（案）

平成29年6月22日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>幸手市は、国道4号線を中心に市街地が発達し、商業施設も国道4号線沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>主な公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーが挙げられる。鉄道は、東武鉄道日光線が通っており、市内の幸手駅と隣町の杉戸高野台駅が最寄り駅となっている。路線バスは、幸手駅―五霞町役場線、幸手駅―杉戸高野台駅線、東武動物公園駅―境車庫線、東鷲宮駅―幸手市コミュニティセンター線の4つの路線がある。また、市では市内循環バスを平成28年3月まで、4つの路線で運行していたが、便も少なく、路線が市域の全てを網羅できておらず、必ずしも利便性の高い移動手段ではなかった。日常の移動手段としては、マイカーや家族間送迎の依存が高い。しかし、マイカーを利用できない者や単身世帯の者も増えてきている。</p> <p>幸手市の高齢化率は、平成29年5月31日時点で31.3%となっており、高齢者を中心とした移動困難者のため、通院や買い物等の日常生活を支える公共交通の確保が求められている。</p> <p>「第5次総合振興計画後期基本計画」では「市民ニーズに対応した、より利便性の高いバス路線の拡充や、他の交通手段の検討が必要」としている。これを受け、平成28年4月より、デマンド交通の本運行を行っている。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
年間利用者数	
平成30年度（平成29年10月～平成30年9月）	8,856人
平成31年度（平成30年10月～平成31年9月）	9,298人
平成32年度（平成31年10月～平成32年9月）	9,762人
(2) 事業の効果	
市全域において、高齢者を中心とした移動困難者の日常生活を支える公共交通網が確保できる。また、既存の路線バスや鉄道と接続により、公共交通の利便性が向上する。	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
現状では、平成29年5月31日時点で利用登録者数が3,595人で、利用者数は1ヶ月あたり700人から1,000人程度を維持しており、利用者の約9割程度が60歳以上の方や障害者などの利用者である。今後も利用者が	

増加することが予想されることから、運行内容の改善・見直しなどについて検討する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
幸手市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社東埼玉観光バス
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
<u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域関幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<u>【地域関幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。

<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>(2) 事業の効果</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p> <p>(別添の表6又は表8のとおり)</p> <p>【負担者】</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p> <p>①車両の代替による費用削減等の内容</p> <p>②代替車両を活用した利用促進策</p>
<p>15. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>平成27年度幸手市地域公共交通会議 第1回 開催日：平成27年6月18日（木） 議 題：デマンド交通運行管理業務受託業者報告について 第2回 開催日：平成28年2月17日（水） 議 題：デマンド交通本運行について</p>

<p>平成28年度幸手市地域公共交通会議 第1回 開催日：平成28年6月22日（水） 議 題：（1）デマンド交通運行状況について （2）地域内フィーダー系統確保維持計画について</p> <p>平成29年度幸手市地域公共交通会議 第1回 開催日：平成29年6月22日（木） 議 題：（1）デマンド交通運行状況について （2）地域内フィーダー系統確保維持計画について（案）</p>
--

16. 利用者等の意見の反映状況

- （1）市内の公共交通に関するアンケート調査を実施
期 間：平成27年12月1日～平成28年1月15日
対 象 者：市内20箇所の公共施設利用者、区長100名
回収件数：279件
- （2）市内の公共交通利用者アンケート調査を実施
期 間：平成27年11月2日～平成29年5月31日
対 象 者：デマンド公共交通利用者
回収件数：85件

以上で回収した意見をもとに地域公共交通会議にて協議を進め、幸手市デマンド交通運行計画に反映し平成28年4月より本運行を実施している。

17. 協議会メンバーの構成

一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切（乗合）旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合 執行委員長
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所 管理担当課長
幸手警察署長又はその指名する者	埼玉県幸手警察署 交通課長
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育次長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県幸手市東4丁目6番8号

（所 属）市民生活部 市民協働課

（氏 名）植竹 香奈

（電 話）0480-43-1111 内線 173

（e-mail）kyoudou@city.satte.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
埼玉県 幸手市	株式会社 東埼玉観光バス	(1) 幸手市デマンド		幸手市		往 km 復 km	292日	5256回		区域運行	①	朝日自動車株式 会社の路線バス 停留所と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	幸手市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,617
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
25,617	対象人口 × 120円 × 0.6 + 200万円	3,844,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)